

令和5・6年度分の登録申請を受付中！

公民館活動団体（文化グループ）登録申請を受け付けています。

令和5・6年度『登録証』（藤色）は各市民センター等での受取りとなります。活動公民館等と異なる場合は、申請書の登録証受取先に施設名を記入してください。

＜記入上の注意点＞

- ◇ 登録できる団体は、会員が5人以上で、過半数が市内在住か在勤者であり、年間を通して生涯学習、文化活動等を行っている、営利を目的としない団体です。また、**同一種目の他団体にも所属する会員がいる場合、その人数は全会員の半数未満**とします。
- ◇ 団体名は、公民館活動団体としてふさわしくない名称は使わないでください。
 - ・学校、教室などのカルチャーセンターの講座と間違われるような**名称**は、日本語・外国語に限らず使用しないでください。
 - ・文化グループ発表会に参加される団体は、この登録名をプログラムに記入します。
- ◇ 申請書の下段の「(注) 1」にありますように、市民への情報公開に同意する必要があります。
- ◇ 申請書は正確に記入していただき、特に裏面の会員名簿についても記入漏れ、誤りのないようにしてください。(誤り等がある場合、登録証の受取りが遅くなることがあります。)
- ◇ 現在登録がしてある団体は、令和3・4年度の『登録証』（桃色）を参照して、「旧登録番号」を正確に記入してください。
- ◇ 活動内容は、公民館でどのようなことを行っているのか、具体的にお書きください。
- ◇ 謝礼は、指導者に支払う金額を御記入ください。参考として、市の講師謝礼は、趣味・教養関係講師は1回6,000円を基準としています。代表者と指導者が同じで、謝礼が支払われている場合は、営利目的の団体と理解し、登録を解除させていただきます。
- ◇ 会費を集めている場合は、正確にお書きください。材料費は、会費に含みません。

《裏面につづく》

◇ 公民館利用者につきましては、あわせて**使用料還付金振込先登録申請書**と確認のため**通帳の写し等**振込先がわかるものの提出をお願いします。この申請書の記載内容は、令和5・6年度の利用日分で取消し及び臨時休館等により、還付が発生した場合にのみ使用します。任意ですが、円滑な事務処理のため、提出に御協力をお願いします。

◇ 代表者等が変更になった場合は、内容変更申請書を提出してください。その他、会員の変更があった場合は、新しい会員名簿を提出してください。

<種目一覧>

種目番号	種目名	種目番号	種目名
11	絵画	35	その他（スポーツ）
12	書道	41	人文・語学・歴史
13	手芸	42	囲碁
14	フラワー関連	43	着付
15	茶華道	44	その他文化活動
16	工芸（七宝・粘土・ステンド）	51	育児
17	料理	52	断酒
21	舞踊（民踊・日本舞踊）	53	食生活改善
22	楽器	54	福祉
23	歌謡	55	その他
24	伝統芸能（詩吟・仕舞・うたい・小唄・長唄・謡曲）		
31	ダンス・バレエ		
32	体操（気功・ヨガ・エアロビクス）		
33	拳法		
34	卓球		

問合先 稲沢市教育委員会事務局 生涯学習課生涯学習グループ

電話 0587-32-1440（ダイヤルイン） ファックス 0587-32-1196